## 「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」新旧対照表

新

地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について

## 大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会 平成 25 年 7 月 26 日決定 平成 26 年 9 月 日改正

- 1. 趣旨 (省略)
- 2. 評価の基本方針 (省略)
- 3. 評価の方法 (省略)
- 4. 項目別評価の具体的方法 (省略)
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 評価委員会による大項目評価
  - ・評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A~D の5段階による評価を行なう。
  - ・評価の区分は次のとおりとする。
  - S・・・「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
  - A···「計画どおり」(すべての項目がⅢ~V)
  - B··· 「おおむね計画どおり」(Ⅲ~Vの割合が9割以上)
  - C・・・「やや遅れている」(Ⅲ~Vの割合が9割未満)
  - D·・・・「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

## (削除)

- 5. 全体評価の具体的方法 (省略)
- 6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール
  - ○法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】
  - ○**評価委員会において、**法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7~8月】
  - ○**評価委員会における**審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
  - ○評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
  - ○評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】

地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について

大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会 平成 25 年 7 月 26 日決定

- 1. 趣旨 (省略)
- 2. 評価の基本方針 (省略)
- 3. 評価の方法 (省略)
- 4. 項目別評価の具体的方法 (省略)
- (1)(省略)
- (2)(省略)
- (3) 評価委員会による大項目評価
  - ・評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A~D の5段階による評価を行なう。
  - ・評価の区分は次のとおりとする。
  - S・・・「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
  - A···「計画どおり」(すべての項目が**Ⅲ**~V)
  - B··· 「おおかね計画どおり」(Ⅲ~Vの割合が9割以上)
  - C·・・・「やや遅れている」(Ⅲ~Vの割合が9割未満)
  - D·・・・「重大な改善事項あり」(特に認める場合)
  - ・小項目評価の結果を考慮するにあたっては、小項目ごとに付けられたウェイトを <u>踏まえることとする。なお、ウェイトについては、法人が各項目の重要性を勘案</u> してあらかじめ設定することとする。
- 5. 全体評価の具体的方法 (省略)
- 6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール
  - ○法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】
  - ○<u>評価委員会病院部会において、</u>法人からのヒアリング等により業務実績報告書の 調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7~8月】
  - ○評価委員会病院部会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
  - ○評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
  - ○評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】